

第 1 3 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 8 月 1 1 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第13回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年8月11日(水)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 協議事項

協議第55号	環境関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第56号	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第57号	福祉関係事務事業の取扱い(その2)について
協議第58号	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について
協議第59号	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について

6 その他

地域自治区の取扱いについて
名付け親賞等の抽選決定

第14回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年8月30日(月) 13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項(予定)

協議第60号	社会教育関係事務事業の取扱い(その2)について
協議第61号	環境関係事務事業の取扱い(その2)について
協議第62号	福祉関係事務事業の取扱い(その3)について
協議第63号	その他協議が必要な事務事業の取扱いについて
協議第64号	一部事務組合等の取扱い(その2)について
協議第65号	事務組織及び機構の取扱いについて
協議第66号	地域自治区の取扱いについて
協議第67号	合併協定項目の変更について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	う え だ せ つ ろ う 上 田 節 郎	美方町長	副会長
	い わ つ き た け し 岩 槻 健	村岡町長	会 長
	ふ じ わ ら ひ さ つ く 藤 原 久 嗣	香住町長	副会長(職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	よ し だ の り あ き 吉 田 範 明	美方町議会議長	議長
	ほん じ ょ う し げ の ぶ 本 城 繁 信	美方町議会議員	
	た に ぶ ち え い い ち 谷 淵 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	い た さ か こ う じ 板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	う え だ た か し 上 田 孝	香住町議会議長	副議長
た ち ば な ひ で お 橘 秀 夫	香住町議会議員		
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	あ さ く ら と み ゆ き 朝 倉 富 征	美 方 町	
	い の う え い ち ろ う 井 上 一 郎		
	け ど き み ひ こ 毛 戸 公 彦		
	な か む ら は ら や す 中 村 治 泰		
	み ず ま と く こ 水 間 徳 子		
	い し が き けん そ う 石 垣 健 三	村 岡 町	
	い の う え げ ん い ち 井 上 源 一		
	こ た に み ち こ 小 谷 道 子		
	に し お た か お 西 尾 高 雄	香 住 町	
	み よ し た だ お 三 好 忠 男		
い と う ま こ と 伊 藤 誠			
お か だ ひ さ こ 岡 田 久 子			
し ば さ き か ず ひ で 柴 崎 一 秀			
な か む ら さ と る 中 村 暁			
む ら せ は ら よ し 村 瀬 晴 好			
規約第9条第1項 顧 問	な か む ら し げ る 中 村 茂	兵庫県議会議員	
	ま る が み ひ ろ し 丸 上 博	兵庫県議会議員	
	に し む ら り ょ う じ 西 村 良 二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

協議第55号	環境関係事務事業の取扱い(その1)について	P 1 ~ P 4
協議第56号	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について	P 5 ~ P 9
協議第57号	福祉関係事務事業の取扱い(その2)について	P 10 ~ P 19
協議第58号	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)について	P 20 ~ P 26
協議第59号	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について	P 27 ~ P 33

環境関係事務事業の取扱い（その 1）について

環境関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 8 月 1 1 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 環境関係事務事業の取扱い
<p>1. ごみ処理に関すること</p> <p>(1) ごみ収集業務は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、合併後に再編する。</p> <p>(2) ごみ収納庫設置事業は、村岡町、香住町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(3) ごみ袋等の販売委託業務は、香住町の例をもとに、合併時に再編する。</p> <p>(4) 資源ごみの回収奨励金交付事業は、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	環境関係事務事業の取扱い(その1)		協議細目
現況比較表 ごみ処理に関すること	美方町	村岡町	香住町
	<p>ごみ収集業務</p> <p>1. 収集体制 体制 町直営 職員 正職 1人 嘱託 1人 臨時 3人 収集車 2tバッカー車 2台 2tトラック 1台</p> <p>2. 収集運搬方法 収集車で収集し、ごみ処理場へ持ち込む。 資源ごみについては町施設に保管し、廃品業者に引き渡す。</p> <p>3. 分別及び収集回数 燃えるごみ 週2回 プラスチック 月2回~3回 カン・ビン 月2回 雑・粗大ごみ 月2回 危険ごみ 月2回 資源ごみ 月1回</p>	<p>1. 収集体制 体制 民間委託(平成15年度より) 職員 6人で収集(民間業者)</p> <p>収集車(町収集車を委託業者に無償貸与) 4tバッカー車 2台 4tダンプ 1台</p> <p>2. 収集運搬方法 収集車で収集し、ごみ処理場へ持ち込む。 雑・粗大ごみは町を2分して隔週で収集する。</p> <p>3. 分別及び収集回数 燃えるごみ 週2回 プラスチック 週1回 カン・ビン 週1回 雑・粗大ごみ 月2回 危険ごみ 3ヶ月に1回</p>	<p>1. 収集体制 体制 町直営 職員 嘱託 4人 臨時 2人 収集車 4tバッカー車 3台 2tダンプ 1台</p> <p>2. 収集運搬方法 町内を2分して収集車で収集し、ごみ処理場へ持ち込む。 月1回資源ごみ(新聞雑誌、ダンボール、牛乳パック)を回収し、リサイクル業者へ持ち込む。</p> <p>3. 分別及び収集回数 燃えるごみ 週2回 プラスチック 週1回 カン・ビン 週1回 雑・粗大ごみ 月1回 危険ごみ 月1回 資源ごみ 月1回</p>
	<p>ごみ収納庫設置事業</p> <p>1. 事業主体 区</p> <p>2. 受付 補助金交付要綱に基づき、設置を希望する区が申請書を提出</p> <p>3. 補助金額 設置に係る資材費の1/2を補助 100,000円を上限</p>	<p>1. 事業主体 区</p> <p>2. 受付 同左</p> <p>3. 補助金額 1基につき事業費の1/2を補助 100,000円を上限</p>	<p>1. 事業主体 区</p> <p>2. 受付 同左</p> <p>3. 補助金額 同左</p>
<p>ごみ袋等販売委託業務</p> <p>1. 販売方法 町内の販売を希望する店舗の中から、町が指定し販売を委託する。</p> <p>2. 販売手数料 袋1枚当たり5円、シール1枚当たり5円の手数料を交付(前期・下期に分けて交付)</p> <p>3. 売払収入 委託先まで配達、若しくは役場に取りにきていただき、販売枚数により納付書を発行する。</p> <p>4. 町内販売店 13店(その他 5地区にて販売)</p>	<p>1. 販売方法 町内の販売を希望する店舗と委託契約を締結し、販売する。</p> <p>2. 販売手数料 売上金の10%</p> <p>3. 売払収入 役場町民課において、売払い料金の10%(手数料分)を差し引いた額で販売し、納付書を発行する。</p> <p>4. 町内販売店 33店(その他 9地区にて販売)</p>	<p>1. 販売方法 同左</p> <p>2. 販売手数料 売上金の5%</p> <p>3. 売払収入 役場住民課において、売払い料金の5%(手数料分)を差し引いた額で販売し、納付書を発行する。</p> <p>4. 町内販売店 51店(農協3、漁協1含む)</p>	

参 考 資 料

協議項目	環境関係事務事業の取扱い(その1)		協議細目																									
<p>現況比較表</p> <p>ごみ処理に関すること</p>	<p>資源ごみの回収奨励金交付事業つ</p>	<p>美方町</p> <p>1. 目的 古紙等資源ごみの再利用を促進し、ごみの減量化と資源保護を図る。</p> <p>2. 内容 資源ごみの集団回収を実施した団体に対して、奨励金交付要綱に基づき奨励金の交付を行う。 回収はPTA等が主体となり実施</p> <p>3. 奨励金の額</p> <table border="0"> <tr><td>新聞</td><td>3円 / kg</td></tr> <tr><td>雑誌</td><td>3円 / kg</td></tr> <tr><td>ダンボール</td><td>3円 / kg</td></tr> <tr><td>紙パック</td><td>3円 / kg</td></tr> <tr><td>アルミニウム</td><td>50円 / kg</td></tr> </table>	新聞	3円 / kg	雑誌	3円 / kg	ダンボール	3円 / kg	紙パック	3円 / kg	アルミニウム	50円 / kg	<p>村岡町</p> <p>1. 目的 同左</p> <p>2. 内容 同左</p> <p>3. 奨励金の額</p> <table border="0"> <tr><td>新聞</td><td>5円 / kg</td></tr> <tr><td>雑誌</td><td>6円 / kg</td></tr> <tr><td>ダンボール</td><td>5円 / kg</td></tr> <tr><td>紙パック</td><td>5円 / kg</td></tr> <tr><td>布類</td><td>2円 / kg</td></tr> <tr><td>ビン類</td><td>2円 / 本</td></tr> <tr><td>アルミニウム</td><td>2円 / kg</td></tr> </table>	新聞	5円 / kg	雑誌	6円 / kg	ダンボール	5円 / kg	紙パック	5円 / kg	布類	2円 / kg	ビン類	2円 / 本	アルミニウム	2円 / kg	<p>香住町</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>資源ごみ回収にかかる、実施団体への奨励金交付制度はない。</p> <p>資源ごみ回収は、町の計画収集で実施している。 PTA等が自主的にビン、アルミ缶等の回収事業を行っている。</p> </div>
新聞	3円 / kg																											
雑誌	3円 / kg																											
ダンボール	3円 / kg																											
紙パック	3円 / kg																											
アルミニウム	50円 / kg																											
新聞	5円 / kg																											
雑誌	6円 / kg																											
ダンボール	5円 / kg																											
紙パック	5円 / kg																											
布類	2円 / kg																											
ビン類	2円 / 本																											
アルミニウム	2円 / kg																											

参 考 資 料

協議項目	環境関係事務事業の取扱い(その1)	
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	1 ごみ収集体制については、八鹿町の例による。 2 生ごみ処理容器購入補助については、廃止の方向で検討する。
	朝来市	1 生ごみ処理機購入補助に関すること 生ごみ処理機購入補助については、合併時までに生野町の制度を基に調整する。
	豊岡市	1 ごみステーションは現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 ごみ収集回数は、現行のとおり新市に引き継ぐ、合併後3年を目安に調整する。 燃やすごみ 週2回、燃やさないごみ 月1回、プラスチック製容器包装 月2回、びん・かん、ペットボトル及び紙製容器包装 月1回 3 事業ごみは、原則回収しない。 4 古紙収集は、集団回収事業との関わりも含め合併の日までに調整する。 5 ステーション等の整備費補助は、竹野町の例により調整する。 6 ごみ処理手数料は、豊岡市の例による。竹野町のペットボトル用ネット、出石及び但東町の「燃やさないごみ」のコンテナ収集は、合併時に廃止する。 7 ごみ袋無料配布は、豊岡市の例により調整する。 8 ごみ集団回収事業は、豊岡市及び出石町の例により調整する。 9 生ごみ処理器等に係る補助制度は、豊岡市の例により調整する。

協議第56号

社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について

社会教育関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。

平成16年8月11日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 社会教育関係事務事業の取扱い
<p>1. 人権・同和教育に関すること (1) 人権・同和教育事業は、現行の事業をもとに調整し、合併後に再編する。 (2) 人権・同和教育推進(研究)協議会は、合併後、速やかに再編する方向で調整に努める。</p> <p>2. 成人式に関すること (1) 成人式は、成人の日の前後に1カ所で統一して実施する。</p> <p>3. 文化財に関すること (1) 町指定の文化財は、新町へ引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)		協議細目
	美方町	村岡町	香住町
<p>人権啓発推進事業</p>	<p>人権啓発・推進事業</p> <p>1. 研修会等の開催</p> <p>(1)人権教・人権啓発推進委員会合同研修会の開催</p> <p>(2)「心のふれあう町民の集い」の開催 年1回</p> <p>(3)「人権教育講座」の開設 年6回</p> <p>(4)「地区人権学習会」への支援 年3回</p> <p>(5)各種団体・職場での自主学習への支援</p> <p>(6)研究大会(但同教・兵同教等)への参加と研修</p> <p>2. 啓発活動</p> <p>(1)「町広報」による啓発 年1回</p> <p>(2)人権作文、人権標語、人権ポスターの募集と活用</p> <p>(3)「こころとこころ」パンフ作成、全戸配布 年1回</p> <p>(4)一般啓発資料の配布</p> <p>(5)「矢田の流れ」冊子作成、全戸配布 年1回</p> <p>(6)啓発用「シャープペン」の配布</p> <p>3. その他</p> <p>(1)町悩み相談(行政・民生・人権)との連携</p>	<p>人権啓発・推進事業</p> <p>1. 研修会等の開催</p> <p>(1)「村岡町人権講演会」の開催</p> <p>(2)各種団体・職場での自主学習への支援</p> <p>(3)研究大会(但同教・兵同教等)への参加と研修</p> <p>2. 啓発活動</p> <p>(1)「町広報」による啓発</p> <p>(2)人権啓発冊子「ふれあいのまち」発行</p> <p>(3)実践記録集「もともとて」発行</p> <p>(4)全同教、兵同教、その他啓発冊子の配布</p>	<p>人権啓発・推進事業</p> <p>1. 研修会等の開催</p> <p>(1)「差別をなくする町民のつどい」の開催 年1回</p> <p>(2)「中央リーダー研修会」の開催 年3回</p> <p>(3)「各支部リーダー研修会」の開催</p> <p>(4)「地区巡回人権学習会」の開催 香住支部のみ</p> <p>(5)各種団体・職場での自主学習への支援</p> <p>(6)人権講演会 年2回</p> <p>2. 啓発活動</p> <p>(1)町同教だより「かがやき」冊子作成、全戸配布</p> <p>(2)「差別をなくそう町民運動」標語、ポスターの募集</p> <p>(3)「人に優しい町のカレンダー」作成、全戸配布</p> <p>(4)人権啓発パネル展の開催</p> <p>(5)「みんなの人権映画会」の開催 年6回</p>
<p>人権同和教育推進(研究)協議会</p>	<p>人権同和教育推進(研究)協議会</p> <p>1. 名称</p> <p>美方町人権教育研究協議会</p> <p>2. 組織</p> <p>(1)構成団体 22団体</p> <p>(2)理事数 24名</p> <p>3. 活動内容</p> <p>上記のとおり</p> <p>4. 補助金等</p> <p>委託料 1,140千円</p> <p>5. 事務局</p> <p>美方町教育委員会</p>	<p>人権同和教育推進(研究)協議会</p> <p>1. 名称</p> <p>村岡町同和教育推進協議会</p> <p>2. 組織</p> <p>(1)構成団体 18団体</p> <p>(2)理事数 22名</p> <p>3. 活動内容</p> <p>上記のとおり</p> <p>4. 補助金等</p> <p>補助金 630千円</p> <p>5. 事務局</p> <p>村岡町教育委員会</p>	<p>人権同和教育推進(研究)協議会</p> <p>1. 名称</p> <p>香住町同和教育推進協議会</p> <p>2. 組織</p> <p>(1)構成団体 28団体</p> <p>(2)理事数 59名</p> <p>3. 活動内容</p> <p>上記のとおり</p> <p>4. 補助金等</p> <p>補助金 1,270千円</p> <p>5. 事務局</p> <p>香住町教育委員会</p>

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)		協議細目
成人式	美方町	村岡町	香住町
	<p>成人式</p> <p>1.実施日 毎年5月4日(ゴールデンウィーク中日)</p> <p>2.場所 美方町地域連携センター</p> <p>3.対象者 年度内に20歳を迎え、美方町在住又は小代中学校を卒業した者</p> <p>4.対象者の把握 住民基本台帳による確認 中学校卒業名簿の確認</p> <p>5.対象者への案内及び出欠確認 ・往復はがきを送付し、案内及び出欠確認を行う。</p> <p>6.内容 式典 記念撮影 記念演奏会 記念講演</p> <p>4.体制 主催：美方町 実行委員会：なし</p>	<p>成人式</p> <p>1.実施日 1月(成人の日の前日の日曜日)</p> <p>2.場所 村岡町民センター</p> <p>3.対象者 年度内に20歳を迎え、村岡町在住又は村岡町内の中学校を卒業した者</p> <p>4.対象者の把握 住民基本台帳による確認 中学校卒業名簿の確認</p> <p>5.対象者への案内及び出欠確認 ・往復はがきを送付し、案内及び出欠確認を行う。</p> <p>6.内容 式典 記念撮影 記念演奏会 祝賀パーティー</p> <p>4.体制 主催：村岡町 実行委員会：あり</p>	<p>成人式</p> <p>1.実施日 1月(成人の日の前日の日曜日)</p> <p>2.場所 香住町中央公民館</p> <p>3.対象者 年度内に20歳を迎える町民・町出身者</p> <p>4.対象者の把握 住民基本台帳による確認 中学校卒業生で組織する実行委員会で名簿確認</p> <p>5.対象者への案内及び出欠確認 ・案内状を送付し、同封の返信はがきにより出欠を確認を行う。</p> <p>6.内容 式典 記念撮影 レクリエーション 立食パーティー</p> <p>4.体制 主催：香住町 実行委員会：あり</p>

参 考 資 料

協議項目	社会教育関係事務事業の取扱い(その1)						協議細目		
町指定文化財	美方町			村岡町			香住町		
	町指定文化財 1. 美方町指定文化財(18件)			町指定文化財 1. 村岡町指定文化財(11件)			町指定文化財 1. 香住町指定文化財(34件)		
	種 類	名 称	所 在 地	種 類	名 称	所 在 地	種 類	名 称	所 在 地
	有形文化財	大照山論争関係古文書	神水(集会所)	有形文化財	貴徳面	村岡字宮の上	有形文化財	長福寺梵鐘	長福寺
		山名禅高木像	秋岡(龍泉寺)		祖岡芸おどり	祖岡区		訓谷磨崖仏	訓谷
		永代寄進状	秋岡(龍泉寺)	無形民俗文化財	和田ショウブの綱引き	和田区		聖徳太子立像	長福寺
		木地師文書	大谷		入江きつねぎゃある	入江区		磨製石斧	町教育委員会
		木地師の用具一式	大谷		大糠お頭の餅つき	大糠区		環状石斧	町教育委員会
		古墳出土鉄器	広井、貴田		耀山お当の餅つき	耀山区		訓谷ホウキの横穴式古墳	訓谷
		古墳出土耳環	町教育委員会		庵の谷2号墳	森脇		上野山の組合せ箱式石棺	矢田
		紡錘車	町教育委員会		大野中の田古墳	大野字中の田		安坂山の横穴式古墳	下岡
		打製石斧	町教育委員会		三の谷2号墳壁画古墳	高井字府中		元じいがかま古墳天井石	大乘寺
	無形民俗文化財	寿式三番そう	新屋地区	記念物(史跡)	府中古墳群	黒田字府中		独鈷石	帝釈寺
	記念物(史跡)	はじき口古墳	広井字はじき		村岡藩主 山名家墓所	萩山字一二峠	青銅製経筒	帝釈寺	
		宮ノ前遺跡	実山字宮ノ前			村岡字平井	宝篋印塔	遍照寺	
		建物遺構	実山字宮ノ前			村岡字尾白山	般若(釈迦)十六善神像	帝釈寺	
		竪穴式住居跡	広井字上ノ山				大放神社社殿	鑑	
	記念物(天然)	栃の木群生地	新屋字西備				一日市 三番叟面	八坂神社	
		小代神社の燈明杉	秋岡字宮山				訓谷 三番叟面	沖野神社	
	記念物(名勝)	モリアオガエルの棲息地	小代神社境内				梨の生産に関する資料	町教育委員会	
		八反滝	新屋字別宮道坂				一日市 三番叟	八坂神社	
							香住 三番叟	香住神社	
							森 三番叟	吉野神社	
							下浜 三番叟	八幡神社	
							沖浦 三番叟	大放神社	
							訓谷 三番叟	沖野神社	
							鑑麒麟獅子舞	鑑	
							記念物(史跡)	萬寺廃寺跡	
								小原	
								大乘寺のくす	
								天王山椎群生林	
								八坂神社	
								せんだん葉の菩提樹	
								一日市	
								モチの木を主とした社叢	
								安木 八坂神社	
								黄金の松	
								沖浦	
								沖野神社の大ケヤキ	
								沖野神社	
								アセビ谷甌穴群	
								余部	
								訓谷のクロマツ	
								訓谷	
								記念物(名勝)	
								帝釈寺庭園	
								帝釈寺	

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い(その2)		協議細目	
先進事例	養父市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 4町の啓発・教育組織は、関係機関と協議し、できる限り統合するよう調整に努める。 2. 人権教育・人権啓発の事業については、合併までに関係機関と協議し調整を図る。 3. 成人式については、新市として一本化の方向で、新市に移行後、速やかに調整する。 4. 町指定文化財については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 		
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権・同和関係事業について <ol style="list-style-type: none"> (1) 人権・同和関係事業については、合併時までに調整する。 (2) 人権・同和教育の推進を図る協議会及び補助金については、合併時の再編に向け調整する。 2. 文化財に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 町指定の文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 埋蔵文化財出土品の展示、保管場所については、合併後、新市において検討する。 		
	豊岡市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権・同和教育等に係る団体は統合に向けた協議を依頼し、運営補助は現行の総額を超えない範囲で調整する。 2. 成人式は、成人の日の前日に一箇所で開催する。 		

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年8月11日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い
<p>1. 福祉施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 福祉医療費助成事業に関すること (1) 町単独事業の福祉医療費助成事業は合併時に廃止する。 ただし、当該事業を実施している美方町、村岡町に限り、現行の受給者証の有効期間満了まで継続実施する。 (2) 町単独事業の福祉医療費助成事業のうち、乳幼児医療費助成事業については、現行の村岡町の制度をもとに、新町において新たに助成制度を設ける。</p> <p>3. 民生委員・児童委員に関すること (1) 民生委員・児童委員協議会は、現行のとおり新町へ引継ぎ、新町において連合会を組織する。 (2) 民生委員・児童委員の活動費は、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱(その2)		協議細目	
現況比較表	美方町		村岡町	香住町
福祉関係施設	高齢者福祉施設	<p>1. 名称 美方町高齢者生活支援センター(介護予防施設)</p> <p>2. 開設年月日 平成12年4月1日</p> <p>3. 所在地 美方町忠宮287</p> <p>4. 建物面積 1F 886.12㎡ 〔介護予防事務室、スタッフルーム、会食室、交流室、厨房、テラス、休憩室、相談室、浴室、作業室〕 2F 548.03㎡ 〔ボランティアルーム、図書スペース、機能回復スペース、作業室、室内運動室〕</p> <p>5. 職員 10人(社会福祉協議会に管理運営委託) 〔社会協議会職員4名、高齢者生きがい創造援助員1名、送迎サービス専門員1名、給食関係職員4名〕</p> <p>6. 開所日 月曜日～金曜日、日曜日</p> <p>7. 休所日 土曜日、祝祭日、年末年始</p>	<p>1. 名称 村岡町老人福祉センター</p> <p>2. 開設年月日 平成3年4月1日</p> <p>3. 所在地 村岡町村岡305</p> <p>4. 建物面積 1,906.71㎡(全体) 1F 〔老人福祉センター、社会協議会事務室、健康相談室、診察室、デイサービスセンター食室、厨房、和室、浴室〕 2F 〔生活相談室、会議室、図書室、栄養指導室、機能回復訓練室〕 3F 〔大集会室、教養娯楽室、ステージ〕</p> <p>5. 職員 3人</p> <p>6. 開所日 毎日</p> <p>7. 休所日 毎月第1日曜日、祝祭日、年末年始</p>	<p>1. 名称 香住町老人福祉センター</p> <p>2. 開設年月日 昭和58年4月1日</p> <p>3. 所在地 香住町香住1281-1</p> <p>4. 建物面積 1F 417.3㎡ 〔事務所2、和室、倉庫、結婚衣裳室2、栄養指導室、相談室〕 2F 467.8㎡ 〔集会室、洋会議室、生活・健康相談室、診察室、倉庫〕</p> <p>5. 職員 2人</p> <p>6. 開所日 月曜日～金曜日、日曜日</p> <p>7. 休所日 土曜日、年末年始</p>
		<p>参考</p> <p>高齢者生活福祉センター 1施設</p> <p>美方町の高齢者生活福祉センター運営事業については、特別養護老人ホームこぶしの里施設内において実施している。</p> <p>所在地 美方町神水638 (特別養護老人ホーム「こぶしの里」内) 開設年月日 平成8年12月1日 職員 1人(こぶしの里職員) 開所日 毎日 休所日 無休</p>	<p>1. 名称 村岡町生活支援ハウス「つつじの里」</p> <p>2. 開設年月日 平成12年4月1日</p> <p>3. 所在地 村岡町村岡353-2</p> <p>4. 建物面積 1F 583.7㎡(平屋) 〔居室8室、生活援助員室、宿直室、給湯室、障害者用トイレ、機械室、電気室、物干場、洗濯室、ロッカー室、倉庫〕</p> <p>5. 職員 3人(社会福祉協議会)</p> <p>6. 開所日 毎日</p> <p>7. 休所日 無休</p> <p>社会福祉協議会に管理委託</p>	<p>1. 名称 香住町高齢者ふれあい交流館</p> <p>2. 開設年月日 平成12年11月1日</p> <p>3. 所在地 香住町三谷754</p> <p>4. 建物面積 1F 238.8㎡(平屋) 〔多目的室、栄養指導室、教室、休養室、ボランティア室、茶室〕</p> <p>5. 職員 2人(社会福祉協議会)</p> <p>6. 開所日 月曜日～土曜日</p> <p>7. 休所日 日曜日、年末年始</p> <p>社会福祉協議会に管理委託</p>

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その2）		協議細目		
現況比較表 福祉関係施設	高齢者福祉施設	美方町	村岡町	香住町	
		1. 名称 香住町地域福祉センター 2. 開設年月日 平成4年11月1日 3. 所在地 香住町森31-1 4. 建物面積 1365.05㎡（2階建） 〔事務室、休養室、食堂、相談室、機能訓練室、研修室、集会室、特浴室ほか〕 5. 職員 6人 6. 開所日 月曜日～金曜日 7. 休所日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 ----- 1. 名称 香住町高齢者生産活動センター 2. 開設年月日 平成7年8月1日 3. 所在地 香住町森78 4. 建物面積 401.89㎡（平屋） 〔事務室、休養室、多目的室、工作室、和室〕 5. 職員 1人（シルバー人材センター職員） 6. 開所日 月曜日～金曜日 7. 休所日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始			

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その2）		協議細目		
<p>現況比較表</p> <p>福祉関係施設</p>		<p>美方町</p>	<p>村岡町</p>	<p>香住町</p>	
<p>在宅介護支援センター・生きがい対策支援センター</p>	<p>参考</p> <p>地域型在宅介護支援センター 1施設</p> <p>美方町の在宅介護支援事業（地域型）については、特別養護老人ホームこぶしの里施設内において実施している。</p> <p>所在地 美方町神水638 （特別養護老人ホーム「こぶしの里」内） 開設年月日 平成8年12月1日 職員 2人（こぶしの里職員） 開所日 毎日 休所日 無休</p>	<p>1. 名称 村岡町在宅介護支援センター（地域型）</p> <p>2. 開設年月日 平成10年7月10日</p> <p>3. 所在地 村岡町村岡453-7（むらおか訪問看護ステーション併設）</p> <p>4. 建物面積 1F 126.0㎡（平屋）</p> <p>5. 職員 3人</p> <p>6. 開所日 毎日</p> <p>7. 休所日 無休</p> <hr/> <p>1. 名称 村岡町生きがい対策支援センター 「村岡町リハビリセンター」</p> <p>2. 開設年月日 平成13年2月1日</p> <p>3. 所在地 村岡町村岡351-1</p> <p>4. 建物面積 1F 293.6㎡（平屋） 〔 事務室、休憩室、多目的ホール、倉庫 〕</p> <p>5. 職員（夜間管理人） 1人（水、金のみ 1日4時間）</p> <p>6. 開所日 月曜日～土曜</p> <p>7. 休所日 日曜日、祝祭日、年末年始</p>	<p>1. 名称 香住町在宅介護支援センター（基幹型）</p> <p>2. 開設年月日 平成14年4月1日</p> <p>3. 所在地 香住町森31-1</p> <p>4. 建物面積 香住町地域福祉センター内</p> <p>5. 職員 1人</p> <p>6. 開所日 毎日</p> <p>7. 休所日 無休</p> <hr/> <p>参考</p> <p>在宅介護支援センター（地域型）2施設</p> <p>香寿会 所在地 香住町森61-1 （特別養護老人ホーム「しいの木荘」内） 開設年月日 平成8年4月1日 職員 1人 開所日 毎日 休所 無休</p> <p>社会福祉協議会 所在地 香住町無南垣97 （デイサービスセンター「ほほえみ」内） 開設年月日 平成15年4月1日 職員 1人 開所日 毎日 休所日 無休</p>		

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目		
現況比較表 福祉関係施設		<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>参考</p> <p>美方町の障害者(児)小規模通所援護事業は専用施設がないため、美方町高齢者生活支援センターを申請により利用し、事業実施している。</p>	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>参考</p> <p>村岡町の心身障害者小規模通所援護事業は、村岡町母子健康センター施設の一部を利用し実施している。</p> <p>所在地 村岡町村岡181-1 (村岡町母子健康センター内「かつら作業所」) 開設年月日 平成8年4月1日 職員 3人(かつら作業職員) 開所日 月曜日～金曜日 休所 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始</p>	<p style="text-align: center;">香住町</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称 心身障害者小規模共同作業所「ひまわり共同作業所」 開設年月日 平成4年12月1日 所在地 香住町森78(香住町高齢者生産活動センター内) 建物面積 44.63㎡(平屋) 2部屋(作業所、休憩室) 職員 2人(社会福祉協議会) 開所日 月曜日～金曜日 休所日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 <p>社会福祉協議会に管理委託</p>	<ol style="list-style-type: none"> 名称 心身障害者小規模通所授産施設「ひまわり苑」 開設年月日 平成14年4月1日 所在地 香住町森37 建物面積 166.96㎡(平屋) 3部屋(作業所、休憩室、倉庫) 職員 3人(社会福祉協議会) 開所日 月曜日～金曜日 休所日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 <p>社会福祉協議会に管理委託</p>

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その2）		協議細目	
現況比較表 福祉関係施設	障害者福祉施設	美方町	村岡町	香住町
	児童福祉施設（町立保育施設を除く）			
				1. 名称 知的障害者（児）共同生活ホーム（第1、第2あじさい自立寮） 2. 開設年月日 平成4年12月1日 3. 所在地 香住町森31-1 4. 建物面積 240㎡（平屋） 4部屋（居室） 5. 職員 2人（社会福祉協議会） 6. 開所日 月曜日～金曜日 7. 休所日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 社会福祉協議会に管理委託
				1. 名称 香住町児童館 2. 開設年月日 平成4年11月1日 3. 所在地 香住町森31-1 4. 建物面積 203.93㎡（地域福祉センター内 2階） 1部屋 5. 職員 2人 6. 開所日 月曜日～金曜日 7. 休所日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その2）		協議細目	
現況比較表 福祉医療に関すること	美方町		村岡町	香住町
	乳幼児医療費助成事業（町単独事業）	実施なし	1. 対象者 村岡町内に住所を有する6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 2. 支給方法 兵庫県内 乳幼児医療費受給者証により医療機関で現物支給 県外受診、補装具等 福祉医療費支給申請書に領収書等を添付し、申請することにより還付 県内受診 外来の1割負担分については、福祉医療費支給申請書に領収書等を添付し、申請することにより還付	実施なし
	重度心身障害者医療費助成事業（町単独事業）	実施なし	1. 対象者 村岡町内に住所を有する身体障害者手帳1級2級、療育手帳A判定に該当する者で、県の助成対象要件の所得制限額を超えている者 2. 支給方法 兵庫県内 障害者医療費受給者証により医療機関で現物支給 県外受診、補装具等 福祉医療費支給申請書に領収書等を添付し、申請することにより還付	実施なし
母子家庭等医療費助成事業（町単独事業）	実施なし	1. 対象者 村岡町内に住所を有する母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児（養育者）で、県の助成対象要件の所得制限額を超えている者 2. 支給方法 兵庫県内 母子家庭等医療費受給者証により医療機関で現物支給 県外受診、補装具等 福祉医療費支給申請書に領収書等を添付し、申請することにより還付	実施なし	

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その2）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
福祉医療に関すること	寡婦等医療費助成事業（町単独事業）	<p>1. 対象者 寡婦又はこれに準ずる単身者で、前年度所得が省令で定める老人医療費の所得制限基準以下の者</p> <p>2. 給付方法 医療機関では自己負担分を支払い、福祉医療費支給申請書に領収書等を添付し、申請することにより還付</p>	<p>1. 対象者 村岡町内に住所を有する配偶者のない女子で、母子家庭等医療費の助成を受けられなくなった65歳に達する月の前月の末日までの間にある者</p> <p>2. 給付方法 同左</p>	実施なし
	老人医療費助成事業（町単独事業）	実施なし	<p>1. 対象者 村岡町内に住所を有する、65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者</p> <p>2. 支給方法 兵庫県内 老人医療費受給者証により医療機関で現物支給 県外受診、補装具等 福祉医療費支給申請書に領収書等を添付し、申請することにより還付 高額医療費 自己負担限度額を超えている場合は、申請により高額医療費を支給</p>	実施なし

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その2）		協議細目	
現況比較表		美方町	村岡町	香住町
民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員協議会	<p>1. 名称 美方町民生委員・児童委員協議会</p> <p>2. 目的 地域住民の相談役として生活保護等、公的扶助関係の協力機関として、社会福祉の増進に努める。</p> <p>3. 活動内容 定例会の開催 各種研修への参加 社会福祉協議会の心配ごと相談等に相談員として参加</p> <p>4. 設置基準 委員1人つき70世帯から200世帯</p> <p>5. 委員数 12人（主任児童委員2名含む）</p> <p>6. 組織 会長 1人 副会長 2人 会計 1人</p> <p>7. 委員活動費 会長 74,000円 副会長 67,000円 委員 60,000円 *費用弁償は別途支給（1回当り定額1,000円）</p>	<p>1. 名称 村岡町民生委員・児童委員協議会</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 活動内容 同左</p> <p>4. 設置基準 同左</p> <p>5. 委員数 20人（主任児童委員2名含む）</p> <p>6. 組織 会長 1人 副会長 2人 会計 1人 監事 2人 女性部長 1人</p> <p>7. 委員活動費 会長 60,000円 副会長 56,000円 委員 55,000円 *費用弁償は別途支給（実費支給）</p>	<p>1. 名称 香住町民生委員・児童委員協議会</p> <p>2. 目的 同左</p> <p>3. 活動内容 同左</p> <p>4. 設置基準 同左</p> <p>5. 委員数 31人（主任児童委員2名含む）</p> <p>6. 組織 会長 1人 副会長 2人 会計 1人 会計監事 2人</p> <p>7. 委員活動費 委員 73,200円（費用弁償含む） *会長活動費 24,000円</p>

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い(その2)	
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	民生委員については、民生委員法により、任期まで現行のまま新市に引へ継ぐ。
	朝来市	<p>福祉医療</p> <p>1 就学児童医療費助成事業 新市において、小学校1年生から小学校6年生までの児童を対象に被保険者の3割相当の医療費の内、外来はその3分の1(外来1ヶ月当りの自己負担額の上限は1万円とする)、入院は全額を助成する就学児童医療費助成事業を実施する。当該医療費助成事業は平成17年度から平成20年度までとし、それ以降の取り組みについては、新市において検討する。</p> <p>2 重度心身障害者(児)医療費助成事業 新市の重度心身障害者(児)医療費助成事業については、合併後に和田山町、山東町及び朝来町の制度に統合し、平成17年度から実施する。</p> <p>3 高齢重度心身障害者特別医療費助成事業 新市の高齢重度心身障害者特別医療費助成事業については、合併後に和田山町、山東町及び朝来町の制度に統合し、平成17年度から実施する。</p> <p>4 寡婦等医療費助成制度 新市の寡婦等医療費助成事業については、合併後、受給対象者を生野町の制度に、助成額を和田山町に準じて再編し、平成17年度から実施する。</p> <p>5 母子家庭等医療費助成事業 新市の母子家庭等医療費助成事業については、合併後に和田山町及び朝来町の制度に統合し、平成17年度から実施する。</p> <p>6 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員の配置については、現行のまま新市に引き継ぎ、改選時に再編する。また、活動の母体である民生委員・児童委員協議会については、4町の協議会と協議のうえ合併時までに統合する方向で調整する。 民生委員・児童委員活動費は、国の基準により補助し、新市の民生委員・児童委員協議会への、1人当たり2万円を基準として補助する。</p>
	豊岡市	<p>1 老人福祉センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は合併後1年を目安に調整する。</p> <p>2 福祉会館(センター)は、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料は合併後速やかに調整する。</p> <p>3 民生・児童委員は、現行のとおり新市に引き継ぎ、各市町の民生委員・児童委員協議会は従前のまま存続させ、新市において連合会を組織する。</p>

農林水産関係事務事業の取扱い（その 2）について

農林水産関係事務事業の取扱い（その 2）について提出する。

平成 16 年 8 月 11 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 農林水産関係事務事業の取扱い
<p>1. 林業に関すること</p> <p>(1) 林業振興補助制度は、現行の 3 町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>(2) 林道整備に係る受益者負担金は、合併時に再編する。</p> <p>(3) 林業用施設の災害復旧に係る受益者負担金は、美方町、村岡町の制度をもとに合併時に再編し、香住町の町単独事業は、合併時に廃止する。</p> <p>(4) 治山事業に係る受益者負担金は、香住町の例により合併時に再編する。</p> <p>(5) 有害鳥獣防止対策補助制度は、美方町、村岡町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目																											
<p>現況比較表</p> <p>林業振興補助</p>	<p>美方町</p> <p>1. 森林整備奨励事業</p> <p>(1) 事業内容 森林所有者又は所有者より委託を受けた北但西部森林組合が、森林の集团的、計画的な森林整備施業を行う場合に、事業に要する経費の一部を補助する。 作業道等の開設については、他の補助制度に基づいて行うものについても補助を行う。</p> <p>(2) 補助率等</p> <table border="1" data-bbox="344 560 875 874"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象事業費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保育事業</td> <td>下刈施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×12.0人/ha</td> <td rowspan="3">50%以内</td> </tr> <tr> <td>間伐施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×6人/ha</td> </tr> <tr> <td>枝打施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×9.1~20.6人/ha</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開設事業</td> <td>作業道開設 幅員4.0m未満 1,000円/m</td> <td rowspan="2">50%以内</td> </tr> <tr> <td>作業歩道開設 幅員1.5m程度 500円/m</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育事業において事業委託をする場合は、対象事業費の20%増とする。</p> <p>(3) 実績等 作業道 1件 306m 補助金 153千円〔平成15年度〕</p>	事業名	補助対象事業費	補助率	保育事業	下刈施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×12.0人/ha	50%以内	間伐施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×6人/ha	枝打施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×9.1~20.6人/ha	開設事業	作業道開設 幅員4.0m未満 1,000円/m	50%以内	作業歩道開設 幅員1.5m程度 500円/m	<p>村岡町</p> <p>1. 作業道開設事業</p> <p>(1) 事業内容 森林所有者及びその代表者が北但西部森林組合に作業道の開設委託を行ったもの、または森林所有者が開設したもので、国又は県の補助事業で実施した作業道に対し補助を行う。</p> <p>(2) 補助率等 普通作業道(W=2.0~3.0m) 1,000円/m 簡易作業道(W=1.5~2.0m) 500円/m</p> <p>(3) 実績等 簡易作業道 1件 223m 補助金 112千円〔平成15年度〕</p>	<p>香住町</p> <p>1. 土地基盤整備事業</p> <p>(1) 事業内容 土地基盤整備事業を行おうとする者に対し、町がその経費の一部を補助する。 補助対象事業者 森林組合 共同施行者</p> <p>(2) 補助率等</p> <table border="1" data-bbox="1435 560 1966 759"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th colspan="2">採択基準</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土地基盤整備事業</td> <td>林道整備</td> <td>幅員2m以上(山間部にあつては1.5m以上)</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>林道補修用原材料</td> <td>林道を補修するための生コンクリート、碎石等</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>作業道</td> <td>林道作業道</td> <td>国県補助等があるもの</td> <td>事業費の10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>林道補修用原材料の補助率について、当該林道が旧町村を結ぶ路線である場合は、100%とすることができる。</p> <p>(3) 実績等 作業道 1件 579m 補助金 135千円〔平成15年度〕</p>	事業名	採択基準		補助率	土地基盤整備事業	林道整備	幅員2m以上(山間部にあつては1.5m以上)	60%	林道補修用原材料	林道を補修するための生コンクリート、碎石等	80%	作業道	林道作業道	国県補助等があるもの	事業費の10%
事業名	補助対象事業費	補助率																												
保育事業	下刈施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×12.0人/ha	50%以内																												
	間伐施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×6人/ha																													
	枝打施業 当該年度管内協定普通作業員 単価×9.1~20.6人/ha																													
開設事業	作業道開設 幅員4.0m未満 1,000円/m	50%以内																												
	作業歩道開設 幅員1.5m程度 500円/m																													
事業名	採択基準		補助率																											
土地基盤整備事業	林道整備	幅員2m以上(山間部にあつては1.5m以上)	60%																											
	林道補修用原材料	林道を補修するための生コンクリート、碎石等	80%																											
作業道	林道作業道	国県補助等があるもの	事業費の10%																											

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目						
現況比較表 林道受益者負担	美方町		村岡町			香住町			
	林道整備事業受益者負担割合について		林道整備事業受益者負担割合について			林道整備事業受益者負担割合について			
	事業の種類	事業の区分	受益者負担率	事業の種類	事業の要件等	受益者負担率	事業の種類	事業の区分	受益者負担率
	林道事業	開設事業	事業費の10%	基幹林道	関係受益面積概ね500ha以上のもの	10%	林道事業	開設、改良事業	毎年度林道事業に要する費用の額から、町が当該林道事業に対して交付を受ける国又は県の補助金を差し引いて得た額を超えないものとし、各受益者の分担割合は、受益の割合に応じて町長が定める。
		改良、改築事業	事業費の10%	1級林道	関係受益面積概ね20ha以上のもの	20%			
作業道事業	開設事業	事業費の15%							
	改良、改築事業	事業費の15%							
備考 1 事業費とは、次に定めるものをいう。 (1) 町が事業主体で国費又は県費補助のある事業 (国県補助事業) 事業費 = 当該補助対象事業費 + 補助対象外事業費 (2) 町が事業主体で国費又は県費補助のない事業 (町単独事業) 事業費 = 工事費(A) + 測量試験費(B) + 用地費 + 補償費 + 事務費 ((A) + (B) × 3%以内)									

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目																																												
<p>現況比較表</p> <p>林業用施設等災害復旧</p>	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p style="text-align: center;">林業用施設の災害復旧</p> <p>1. 国庫補助事業〔事業主体：町〕</p> <p>(1) 林地荒廃防止施設に係るもの 採択要件 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="376 456 719 512"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>(2) 林道に係るもの 採択要件 工事費40万円以上 奥地幹線林道に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="376 628 719 684"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">その他の林道に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="376 740 719 798"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>2. 町単独事業 制度なし</p>	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	なし	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	なし	国庫基本補助率	50%	受益者負担率	なし	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p style="text-align: center;">林業用施設の災害復旧</p> <p>1. 国庫補助事業〔事業主体：町〕</p> <p>(1) 林地荒廃防止施設に係るもの 採択要件 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="929 456 1272 512"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>(2) 林道に係るもの 採択要件 工事費40万円以上 奥地幹線林道に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="929 628 1272 684"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">その他の林道に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="929 740 1272 798"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>なし</td> </tr> </table> <p>2. 町単独事業 制度なし</p>	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	なし	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	なし	国庫基本補助率	50%	受益者負担率	なし	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p style="text-align: center;">林業用施設の災害復旧</p> <p>1. 国庫補助事業〔事業主体：町〕</p> <p>(1) 林地荒廃防止施設に係るもの 採択要件 工事費40万円以上</p> <table border="1" data-bbox="1482 456 1946 512"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>(補助残 - 起債充当額) × 1/2</td> </tr> </table> <p>(2) 林道に係るもの 採択要件 工事費40万円以上 奥地幹線林道に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1482 628 1946 684"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>65%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>(補助残 - 起債充当額) × 1/2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">その他の林道に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1482 740 1946 798"> <tr> <td>国庫基本補助率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>(補助残 - 起債充当額) × 1/2</td> </tr> </table> <p>2. 町単独事業</p> <p>(1) 町が事業主体となる場合</p> <table border="1" data-bbox="1482 914 1977 970"> <tr> <td>町負担率</td> <td>事業費 - 受益者負担率</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>(事業費 × 0.30) × 1/2</td> </tr> </table> <p>(2) 受益者(地元)が事業主体となる場合 補助事業以外のもの なお、30万円未満の補助対象外事業で、受益者が事業主体となる場合は、復旧に要した機械借上料(オペレーターの人件費を含む)に対し補助する。</p> <table border="1" data-bbox="1482 1150 1977 1206"> <tr> <td>町補助率</td> <td>機械借上料 × 8/10</td> </tr> <tr> <td>受益者負担率</td> <td>機械借上料 × 2/10</td> </tr> </table>	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	(補助残 - 起債充当額) × 1/2	国庫基本補助率	65%	受益者負担率	(補助残 - 起債充当額) × 1/2	国庫基本補助率	50%	受益者負担率	(補助残 - 起債充当額) × 1/2	町負担率	事業費 - 受益者負担率	受益者負担率	(事業費 × 0.30) × 1/2	町補助率	機械借上料 × 8/10	受益者負担率	機械借上料 × 2/10
国庫基本補助率	65%																																														
受益者負担率	なし																																														
国庫基本補助率	65%																																														
受益者負担率	なし																																														
国庫基本補助率	50%																																														
受益者負担率	なし																																														
国庫基本補助率	65%																																														
受益者負担率	なし																																														
国庫基本補助率	65%																																														
受益者負担率	なし																																														
国庫基本補助率	50%																																														
受益者負担率	なし																																														
国庫基本補助率	65%																																														
受益者負担率	(補助残 - 起債充当額) × 1/2																																														
国庫基本補助率	65%																																														
受益者負担率	(補助残 - 起債充当額) × 1/2																																														
国庫基本補助率	50%																																														
受益者負担率	(補助残 - 起債充当額) × 1/2																																														
町負担率	事業費 - 受益者負担率																																														
受益者負担率	(事業費 × 0.30) × 1/2																																														
町補助率	機械借上料 × 8/10																																														
受益者負担率	機械借上料 × 2/10																																														

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目		
現況比較表 治山受益者 負担	美方町		村岡町		香住町
	治山事業受益者負担割合について 制度なし		治山事業受益者負担割合について 制度なし		治山事業受益者負担割合について
					治山
	町単独事業	事業費	30.0%	備考 1 事業費とは、次に定めるものをいう。 (1) 町が負担金を負担する事業(負担金納付事業) 事業費 = 負担すべき負担額(負担金納額) (2) 町が事業主体で国費又は県費補助のある事業(国県補助事業) 事業費 = 当該補助対象事業費 + 補助対象外事業費 (3) 町が事業主体で国費又は県費補助のない事業(町単独事業) 事業費 = 工事費(A) + 測量試験費(B) + 用地費 + 補償費 + 事務費((A) + (B) × 3%以内)	

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目																																		
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																																		
有害鳥獣防止対策事業	<p>有害鳥獣防止対策事業</p> <p>1. 有害鳥獣防止施設整備事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>農林業の生産物を有害鳥獣よりの被害を予防するため、防止柵等の設置に要する経費につき町が補助を行なう。</p> <p>補助対象</p> <p>〔電気柵、亜鉛鉄板(トタン)防止柵、猪防ネット柵、捕獲柵、爆音機〕</p> <p>(2) 補助率等</p> <p>設置費の50%以内(補助事業費限度額あり)</p> <p>(3) 実績</p> <p>16件 2,500千円〔平成15年度〕</p> <p>内訳 トタン柵 120m</p> <p>電気柵 69基 23,405m</p> <p>猿落君 20m</p> <p>ネット柵 250m</p>	<p>有害鳥獣防止対策事業</p> <p>1. 有害鳥獣防除事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>農林業の生産物を有害鳥獣よりの被害を予防するため、防止柵等の設置に要する経費につき町が補助を行なう。</p> <p>補助対象</p> <p>野猪及び鹿の被害防除柵設置に係るものが対象</p> <p>〔電気柵、亜鉛鉄板(トタン)防止柵、猪防ネット柵、ワイヤーマッシュ柵〕</p> <p>(2) 補助率等</p> <p>事業費の1/2以内(補助事業費限度額あり)</p> <p>(3) 実績</p> <p>94件 2,432千円〔平成15年度〕</p> <p>内訳 電気柵 77件 17,794m</p> <p>コードのみ 15件 1,630m</p> <p>メッシュ柵 2件 154m</p>	<p>有害鳥獣防止対策事業</p> <p>1. 有害鳥獣防除事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>農林業の生産物を有害鳥獣よりの被害を予防するため、防止柵等の設置に要する経費につき町が補助を行なう。</p> <p>補助対象</p> <p>〔電気防除器、金網、トタン、魚網、移動型捕獲柵〕</p> <p>(2) 補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>要件等</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">電気防除器</td> <td rowspan="2">個人設置</td> <td>10a未満</td> <td>査定事業費×10%</td> </tr> <tr> <td>10a以上</td> <td>査定事業費×25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共同設置</td> <td>10a未満</td> <td>査定事業費×15%</td> </tr> <tr> <td>10a以上</td> <td>査定事業費×33%</td> </tr> <tr> <td>20a未満</td> <td>査定事業費×33%</td> </tr> <tr> <td>50a未満</td> <td>査定事業費×33%+17,000</td> </tr> <tr> <td>50a以上</td> <td>査定事業費×33%+35,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">金網・トタン・魚網</td> <td rowspan="2">個人設置</td> <td>10a未満</td> <td>査定事業費×10%</td> </tr> <tr> <td>10a以上</td> <td>査定事業費×25%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同設置</td> <td>10a未満</td> <td>査定事業費×15%</td> </tr> <tr> <td>10a以上</td> <td>査定事業費×33%</td> </tr> <tr> <td>移動型捕獲柵</td> <td>各農会に1基</td> <td>査定事業費×1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金額の上限あり</p> <p>(3) 実績</p> <p>電気防除器補助 36件 1,099千円〔平成15年度〕</p>	事業種別	要件等	補助率	電気防除器	個人設置	10a未満	査定事業費×10%	10a以上	査定事業費×25%	共同設置	10a未満	査定事業費×15%	10a以上	査定事業費×33%	20a未満	査定事業費×33%	50a未満	査定事業費×33%+17,000	50a以上	査定事業費×33%+35,000	金網・トタン・魚網	個人設置	10a未満	査定事業費×10%	10a以上	査定事業費×25%	共同設置	10a未満	査定事業費×15%	10a以上	査定事業費×33%	移動型捕獲柵	各農会に1基	査定事業費×1/2
事業種別	要件等	補助率																																			
電気防除器	個人設置	10a未満	査定事業費×10%																																		
		10a以上	査定事業費×25%																																		
	共同設置	10a未満	査定事業費×15%																																		
		10a以上	査定事業費×33%																																		
		20a未満	査定事業費×33%																																		
		50a未満	査定事業費×33%+17,000																																		
50a以上	査定事業費×33%+35,000																																				
金網・トタン・魚網	個人設置	10a未満	査定事業費×10%																																		
		10a以上	査定事業費×25%																																		
	共同設置	10a未満	査定事業費×15%																																		
		10a以上	査定事業費×33%																																		
移動型捕獲柵	各農会に1基	査定事業費×1/2																																			

参 考 資 料

協議項目	農林水産関係事務事業の取扱い(その2)	協議細目	
先進事例	養父市	<ul style="list-style-type: none"> (1)各事業に係る分担金については、新たな制度を設ける。ただし継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 災害復旧事業については、八鹿町・関宮町の例により新たな制度を設ける。 (2)有害鳥獣防除施設に関する補助制度については、新たな制度を設ける。 (3)有害鳥獣捕獲用具である固定式の捕獲檻については、合併時までに各地区へ払い下げる方向で調整する。 	
	朝来市	<ul style="list-style-type: none"> 1. 有害鳥獣対策に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1)防護柵設置事業については、合併時に最も有利な補助制度に調整を図る。町単独事業については、合併時に廃止する。 2. 造林事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)緊急間伐実施事業、流域公益保全林整備事業については、合併時までに調整する。 (2)環境対策育林事業については、合併時に朝来町の制度を基に調整する。 (3)環境にやさしい森づくり事業については、合併時に廃止する。 3. 林道等に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1)林道の新設改良における受益者負担については、合併時までに調整する。 (2)ふるさと林道整備事業については、新市においても引き続き実施する。 受益者負担については、事業の採択要件が、公共性の強い事業であることから徴しない。 4. 林道施設災害復旧事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)林道施設災害復旧事業受益者負担については、合併時までに調整する。 	
	京丹後市	<ul style="list-style-type: none"> 1. 林業 <ul style="list-style-type: none"> (1)緑の担い手育成事業については、大宮町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。 (2)林業労働者新共済事業、緑化推進事業及び丹後縦貫林道維持管理事業については、現行のとおりとする。 (3)造林事業及び有害鳥獣防除施設設置事業については、制度を統一し、実施する。 (4)浅茂川海岸磯馴れの松保全事業については、新市においても実施する。 (5)林道及び作業道については、すべて新市に継承する。 (6)農林水産業における受益者分担金は、合併時に一旦廃止し、新市に移行後、調整する。分担金の額については、各年度ごとに事業に要する経費のうち、国及び府の補助金を除いた額の範囲内において、その事業の実施によって受ける者の利益の度合いに応じ、新市において定める。継続事業については、現行の負担率とする。 	

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について

水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年 8月11日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い													
<p>1. 水道に関する事</p> <p>(1) 上水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。 ただし、給水装置工事の設計手数料、閉栓手数料、私設消火栓使用立会手数料、消火栓消防演習立会手数料及び給水停止確認手数料は廃止する。</p> <p>〔別表〕</p> <table border="1" data-bbox="295 1182 1262 1525"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 1182 790 1227">手数料の種類</th> <th data-bbox="790 1182 1262 1227">手数料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 1227 790 1312" rowspan="2">設計審査手数料</td> <td data-bbox="790 1227 1262 1272">口径 20mm以下 1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1272 1262 1312">口径 25mm以上 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1312 790 1397" rowspan="2">竣工検査手数料</td> <td data-bbox="790 1312 1262 1357">口径 20mm以下 1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1357 1262 1397">口径 25mm以上 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1397 790 1442">閉栓手数料</td> <td data-bbox="790 1397 1262 1442">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1442 790 1525" rowspan="2">国県道占用申請事務手数料</td> <td data-bbox="790 1442 1262 1487">国県道 3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 1487 1262 1525">町 道 1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 下水道に関する事</p> <p>(1) 美方町、村岡町が実施している合併浄化槽設置整備事業補助制度は、合併後に再編する。</p> <p>(2) 水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度は、村岡町の例により合併時に統一する。</p> <p>(3) 下水道関係手数料は、合併時に別表のとおり再編する。 ただし、香住町の区域においては、供用開始後3年間は設計審査手数料及び竣工検査手数料を免除する。</p>			手数料の種類	手数料金額	設計審査手数料	口径 20mm以下 1,000円	口径 25mm以上 3,000円	竣工検査手数料	口径 20mm以下 1,000円	口径 25mm以上 3,000円	閉栓手数料	1,000円	国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円	町 道 1,000円
手数料の種類	手数料金額														
設計審査手数料	口径 20mm以下 1,000円														
	口径 25mm以上 3,000円														
竣工検査手数料	口径 20mm以下 1,000円														
	口径 25mm以上 3,000円														
閉栓手数料	1,000円														
国県道占用申請事務手数料	国県道 3,000円														
	町 道 1,000円														

〔別表〕

手数料の種類	手数料金額	
設計審査手数料	1,000円	
竣工検査手数料	1,000円	
国県道占用申請事務手数料	国県道	3,000円
	町道	1,000円
責任技術者登録(更新)手数料	5,000円	
督促手数料	150円	

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)				協議細目					
上水道手数料	美方町		村岡町		香住町					
	上水道関係手数料の比較(差異のあるもの)									
	手数料の種類	単 位	美 方 町		村 岡 町		香 住 町		H 1 5 年度 実績件数	H 1 5 年度 実績件数
			手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数		
	給水装置工事設計手数料	1 件	設計金額の 5 %		-	-	7,000円		0件	
	設計審査手数料	1 件(回)	口径区別なし 5,000円		0件	口径区別なし 500円	24件	2.5mmまで 2,000円	148件	
								3.0mm以上 4,000円	8件	
	竣工検査手数料	1 件(回)	口径区別なし 1,000円		0件	口径区別なし 500円	24件	2.5mmまで 2,000円	148件	
								3.0mm以上 3,000円	8件	
	閉開栓手数料	1 件(回)	300円		22件	500円	101件	-	-	
300円			22件	500円	102件	-	-			
私設消火栓使用立会手数料	1 回	-		-	500円	0件	-	-		
消火栓消防演習立会	1 回	1,000円		0件	-	-	-	-		
給水停止確認手数料	1 回	1,000円		0件	-	-	-	-		
国道道占用申請事務手数料	1 件	-		-	-	-	5,000円	0件		

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目																																																																																																								
補助制度	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>1. 合併浄化槽等の設置に対する補助 (1) 対象 美方町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき5人槽以上の合併処理浄化槽を設置した者。</p> <p>(2) 補助金額</p> <table border="1" data-bbox="371 507 835 810"> <thead> <tr> <th>人槽区分(人槽)</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>750千円</td></tr> <tr><td>6</td><td>900千円</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,100千円</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,200千円</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,350千円</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,600千円</td></tr> <tr><td>11~20</td><td>2,000千円</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>3,600千円</td></tr> <tr><td>31~50</td><td>4,800千円</td></tr> <tr><td>51人~</td><td>5,500千円</td></tr> </tbody> </table> <p>限度額(合併処理浄化槽設置に要する経費が限度額に満たない場合は、その設置費とする。) 1基 - 1口30万円を設置費用より控除</p> <p>2. 補助の状況</p> <table border="1" data-bbox="371 975 835 1114"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成14年度実績</th> </tr> <tr> <th>人槽区分(人槽)</th> <th>件数(件)</th> <th>補助金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7</td><td>2</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>21</td><td>1</td><td>3,140</td></tr> <tr><td>141</td><td>1</td><td>4,690</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="371 1139 835 1278"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成15年度実績</th> </tr> <tr> <th>人槽区分(人槽)</th> <th>件数(件)</th> <th>補助金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>1</td><td>450</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	人槽区分(人槽)	限度額	5	750千円	6	900千円	7	1,100千円	8	1,200千円	9	1,350千円	10	1,600千円	11~20	2,000千円	21~30	3,600千円	31~50	4,800千円	51人~	5,500千円	平成14年度実績			人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	7	2	1,600	21	1	3,140	141	1	4,690	平成15年度実績			人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	5	1	450							<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 合併浄化槽等の設置に対する補助 (1) 対象 村岡町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき5人槽以上の合併処理浄化槽を設置した者。</p> <p>(2) 補助金額</p> <table border="1" data-bbox="902 507 1366 810"> <thead> <tr> <th>人槽区分(人槽)</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>790千円</td></tr> <tr><td>6</td><td>900千円</td></tr> <tr><td>7</td><td>1,070千円</td></tr> <tr><td>8</td><td>1,140千円</td></tr> <tr><td>9</td><td>1,320千円</td></tr> <tr><td>10</td><td>1,550千円</td></tr> <tr><td>11~20</td><td>1,895千円</td></tr> <tr><td>21~30</td><td>3,357千円</td></tr> <tr><td>31~50</td><td>4,429千円</td></tr> <tr><td>51人~</td><td>4,974千円</td></tr> </tbody> </table> <p>1基 - 18万円を設置費用より控除(一般住宅のみ)</p> <p>2. 補助の状況</p> <table border="1" data-bbox="902 975 1366 1114"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成14年度実績</th> </tr> <tr> <th>人槽区分(人槽)</th> <th>件数(件)</th> <th>補助金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>1</td><td>610</td></tr> <tr><td>7</td><td>1</td><td>890</td></tr> <tr><td>30</td><td>1</td><td>3,357</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="902 1139 1366 1278"> <thead> <tr> <th colspan="3">平成15年度実績</th> </tr> <tr> <th>人槽区分(人槽)</th> <th>件数(件)</th> <th>補助金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>7</td><td>1</td><td>890</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	人槽区分(人槽)	限度額	5	790千円	6	900千円	7	1,070千円	8	1,140千円	9	1,320千円	10	1,550千円	11~20	1,895千円	21~30	3,357千円	31~50	4,429千円	51人~	4,974千円	平成14年度実績			人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	5	1	610	7	1	890	30	1	3,357	平成15年度実績			人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)	7	1	890							<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>1. 合併浄化槽等の設置に対する補助 町施行のため補助制度なし</p>
	人槽区分(人槽)	限度額																																																																																																									
	5	750千円																																																																																																									
6	900千円																																																																																																										
7	1,100千円																																																																																																										
8	1,200千円																																																																																																										
9	1,350千円																																																																																																										
10	1,600千円																																																																																																										
11~20	2,000千円																																																																																																										
21~30	3,600千円																																																																																																										
31~50	4,800千円																																																																																																										
51人~	5,500千円																																																																																																										
平成14年度実績																																																																																																											
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																																																																									
7	2	1,600																																																																																																									
21	1	3,140																																																																																																									
141	1	4,690																																																																																																									
平成15年度実績																																																																																																											
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																																																																									
5	1	450																																																																																																									
人槽区分(人槽)	限度額																																																																																																										
5	790千円																																																																																																										
6	900千円																																																																																																										
7	1,070千円																																																																																																										
8	1,140千円																																																																																																										
9	1,320千円																																																																																																										
10	1,550千円																																																																																																										
11~20	1,895千円																																																																																																										
21~30	3,357千円																																																																																																										
31~50	4,429千円																																																																																																										
51人~	4,974千円																																																																																																										
平成14年度実績																																																																																																											
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																																																																									
5	1	610																																																																																																									
7	1	890																																																																																																									
30	1	3,357																																																																																																									
平成15年度実績																																																																																																											
人槽区分(人槽)	件数(件)	補助金額(千円)																																																																																																									
7	1	890																																																																																																									

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)		協議細目
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
利子補給制度	<p>1. 事業内容</p> <p>汲み取り便所等改造工事を行う者に貸し付けた資金に対し、利子補給を行う。</p> <p>対象者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内の住宅の所有者又は改造工事について当該住宅の所有者の同意を得た使用者 ・町税及び生活排水処理事業分担金を滞納していない者 ・独立の生計を営んでいる者で、償還能力を有する者 <p>対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事(し尿浄化槽設置に係る水洗便所改造工事を除く) ・し尿浄化槽を廃止し、汚水の排水設備を設置又は改造して公共下水道等に接続する工事 <p>2. 利子補給の対象額及び率</p> <p>利子補給の基礎額</p> <p>1戸につき200万円以内で町長の査定した額</p> <p>利子補給の率</p> <p>年利5%以内の9.5%とし、町長が毎年定める</p> <p>・融資(協定)利率 2.5%〔平成16年度〕</p> <p>・利子補給率 2.375%</p> <p>利子補給の期間</p> <p>60か月(上限)</p> <p>3. 利用状況</p> <p>利用件数 8件</p> <p>利子補給額 172,060円</p> <p>4. 交付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に支払(10月・4月の年2回) 	<p>1. 事業内容</p> <p>汲み取り便所等改造工事を行う者に対し、資金の融資あつ旋及び利子補給を行う。</p> <p>対象者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内の住宅の所有者又は改造工事について当該住宅の所有者の同意を得た使用者 ・独立の生計を営んでいる者で、償還能力を有する者 ・町税及び下水道分担金を滞納していない者 ・汚水の処理開始の公示の日から3年以内に改造工事を行う者 <p>対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事(浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を含む) ・汚水を排除するための排水設備の設置又は改造をする工事 ・上記の工事に伴う壁、床等の補修工事 <p>2. 利子補給の対象額及び率</p> <p>利子補給の基礎額</p> <p>1戸につき30万円以上150万円以内で町長の査定した額</p> <p>利子補給の率</p> <p>融資利率の利子相当額とし、3%を限度とする</p> <p>・融資(協定)利率 2.1%〔平成16年度〕</p> <p>・利子補給率 2.1%</p> <p>利子補給の期間</p> <p>融資を受けた者と取扱金融機関とが当初に定めた約定弁済期間以内</p> <p>3. 利用状況</p> <p>利用件数 51件</p> <p>利子補給額 677,024円</p> <p>4. 交付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に支払(9月・3月の年2回) 	<p>1. 事業内容</p> <p>汲み取り便所等改造工事を行う者に対し、資金の融資あつ旋及び利子補給を行う。</p> <p>対象者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内において改造工事をしようとする施設の所有者又は改造工事について当該施設の所有者の同意を得た使用者 ・本町に住所を有する個人又は法人 ・町の徴収金を滞納していない者 ・融資あつせんを受けることのできる期間は、供用開始の日から3年間とする <p>対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事(浄化槽を廃止し、公共下水道等に接続する工事を含む) ・汚水を排除するための排水設備の設置又は改造する工事 <p>2. 利子補給の対象額及び率</p> <p>利子補給の基礎額</p> <p>1戸につき30万円以上120万円以内で町長の査定した額</p> <p>利子補給の率</p> <p>融資利率から別に町長が定める利率を控除した利率により算定した金額</p> <p>・融資(協定)利率 3.0%〔平成16年度〕</p> <p>・利子補給率 1.0%</p> <p>利子補給の期間</p> <p>融資を受けた者と取扱金融機関とが当初に定めた約定弁済期間以内</p> <p>3. 利用状況</p> <p>利用件数 5件</p> <p>利子補給額 21,756円</p> <p>4. 交付方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関に支払(9月・3月の年2回)

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)				協議細目		
下水道手数料	美方町		村岡町		香住町		
	下水道関係手数料の比較(差異のあるもの)						
	手数料の種類	単 位	美 方 町		村 岡 町		香 住 町
手数料額			H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数	手数料額	H 1 5 年度 実績件数
設計審査手数料	1 件	1,000円	61件	1,000円	177件	-	-
竣工検査手数料	1 件	1,000円	61件	1,000円	177件	-	-
国道占有申請事務手数料	1 件	2,000円	4件	2,000円	0件	-	-
責任技術者登録(更新)	1 件	5,000円	6件	5,000円	10件	3,000円	18件
督促手数料	1 通	-	-	-	-	100円	0件

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その2)	協議細目
先進事例	養父市	(下水道) 1. 合併浄化槽等の設置に対する補助は、養父町の例による。
	朝来市	(下水道) 1. 合併処理浄化槽に関する事 (1) 設置促進補助金については、合併時に和田山町の制度に統合する。 (2) 維持管理補助金については、合併時に和田山町の制度に統合する。 ただし、合併時まで生野町において一括で補助金を受けている者に対しては、更新時まで交付を行わない。 2. 水洗便所等改造資金融資斡旋制度に関する事 (1) 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、合併時に生野町、和田山町の制度を基に調整する。
	丹波市	(下水道) 1. 合併浄化槽設置整備事業補助金については、合併時に国庫基準、県の上乗せ基準に準じた補助に統一し、町単独の上乗せ補助は、合併時に廃止する。 2. 浄化槽推進地域については、管理組合を組織するなど、組合の維持管理に対し公的支援を行う。 3. 水洗便所改造利子補給制度については、合併時に統一する。
	京丹後市	(下水道) 1. 合併処理浄化槽整備補助 (1) 網野町の制度をもとに調整し、新市全体に適用する。